

議員提出議案第2号

障がい者グループホームにおける、職員の夜間複数配置に係る基準の設置等を求める意見書の提出について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年12月21日提出

提出者

亀山市議会議員 福 沢 美由紀

賛成者

亀山市議会議員 豊 田 恵 理

同 今 岡 翔 平

同 森 英 之

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

別 紙

障がい者グループホームにおける、職員の夜間複数配置に係る基準の設置等を求める意見書

## 障がい者グループホームにおける、職員の夜間複数配置に係る基準の設置等を求める意見書

障がい者グループホーム制度は、知的障がい者を対象に国の制度として平成元年に始まりました。その後、平成4年に精神障がい者のグループホームが制度化され、平成18年の障害者自立支援法制定により、身体障がい者も制度に組み込まれました。現在、障がい者グループホームは、県知事より共同生活援助の事業所指定を受けて障がい福祉サービスを提供しており、三重県内には約120事業所があります。共同生活援助とは「障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う」ことです。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項）

入居者にとってグループホームは、世話人や生活支援員の支援を受けながら共同生活を行う居住の場であります。また、グループホームを行う事業者は、障がい者が地域で自立した日常生活をするための支援者であり、支援を適切に行うことが求められています。

このような中、平成30年度に創設された重度化・高齢化する利用者に対応するための「日中サービス支援型」の事業所では、昼夜を通じて1名以上の職員を配置する基準がありますが、事業所の大半を占める「介護サービス包括型」や「外部サービス利用型」では、夜間支援等体制に対する報酬加算はあるものの、夜間支援のための職員を配置する基準がありません。

夜間支援の職員が不在であれば、利用者の生命にかかわる可能性もあります。さらには職員一人での夜間支援は、職員の業務負荷が高く十分な支援が行えないため、利用者へ適切な支援が行える配置基準となるよう必要な措置を強く求めるものです。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記

1. 障がい者グループホームにおいて、夜間の入所者に対する適切な支援が可能となるよう、施設の実情に応じて、職員を複数配置する基準の設置など必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月21日

三重県亀山市議会議長 中 崎 孝 彦

内閣総理大臣	岸	田	文	雄	様
財 務 大 臣	鈴	木	俊	一	様
厚生労働大臣	後	藤	茂	之	様
衆 議 院 議 長	細	田	博	之	様
参 議 院 議 長	山	東	昭	子	様